

暴力団等排除に係る特約の導入について

2010/12/13

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-17-12

丸の内エーステートビル203号

弁護士 木村良夫

TEL 052-218-3767 FAX 052-203-2636

1 暴力追放体制構築の会社法上の要求（平成17年改正）

会社法は、取締役や使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制などを整備する義務を課している（会社法348条3項4号、会社法施行規則98条1項4号）

→内部統制システムの構築義務

- ・ 蛇の目ミシン工業株主代表訴訟事件最高裁判決(最判平成18年4月10日判例時報1936号27頁)

＝取締役は、たとえ暴力団関係者等会社にとって好ましくない者から脅迫された場合でも、警察に届けるなど法令に従った適切な対応をすべき義務がある。

2 犯罪対策閣僚会議による指針（平成19年6月19日）と法改正

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（政府指針）

＝反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であるが、企業にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことである。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に屈することなく法律に即して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものである。

(1) 金融証券取引法上の要求（平成20年4月1日以降）

上場会社に対して、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から内部統制報告書を作成し、監査証明を受けて、有価証券報告書とともに提出することを要求している（金融商品取引法24条の4の4）。

→上場会社には、当然、金融機関が含まれている。

金融機関は、金融庁から、暴力団等の反社会的勢力との取引の拒絶を強く求められている。

e x. スルガコーポレーション事件、アーバンコーポレーション事件

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や指名要綱などによる規制

→暴力団などの反社会的勢力を下請けに参入させた場合、国・自治体は、元請け企業を指名に停止するなど、元請け会社の責任を問うことがある。

(3) 暴力団対策法の改正（平成20年4月1日）

＝国及び地方公共団体の責務として、暴力団排除活動の推進が規定された（暴対法 32条）

→平成21年度の福岡県を初めとする暴力団排除条例の制定へ

3 愛知県暴力団排除条例（以下、単に条例という）について

注：平成22年10月15日成立、平成23年4月1日施行予定

→暴力団の排除を県、事業者及び県民が協働して行い（条例3条）、事業者には、その事業により暴力団を利することにならないようにする責務を課す（条例5条）

(1) 利益供与の禁止（条例14条）

- ・暴力団の威力を利用したことの代償として利益を供与することの禁止
- ・暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益供与の禁止
→情を知らないでした契約に係る債務の履行などの正当理由がある場合を除く
＝契約の履行であっても、相手方が暴力団であることを知っていれば、違法

(2) 契約時における措置（条例15条）

- ・当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものでないことの確認義務（1号）
- ・当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、当該契約を解除できる旨を定める義務（2号）
- ・当該契約の相手方に対し、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものでないことを書面で誓約させる義務（3号）
→契約時に暴力団排除条項を挿入することが法令上の義務となった。

(3) 違反行為に対する制裁（条例24条から26条）

- ・14条違反などの疑いがあれば、公安委員会が、説明、資料提出を要求（24条）
- ・14条違反により暴力団排除に支障を及ぼすと認められれば、公安委員会が勧告を行う（25条）。
- ・24条違反、25条違反があれば、違反者の氏名、住所、その行為が公表される（26条）
→罰金などよりはるかに大きい社会的制裁たりうる。e x. 銀行取引停止

4 暴力団排除条項について

＝取引の相手方が暴力団などの反社会的勢力である場合に取引を拒絶することができるようにするために、取引の契約書、取引約款などの中に設けられる条項

例えば、取引の相手方が暴力団などの反社会的勢力に属することが判明した場合には、当事者は、相手方に催告することなく契約を解除することができることを定めた条項など。

(1) 暴力団排除条項の効用

- ① 取引前の時点で、暴力団などの反社会的勢力の取引参入を躊躇させる一方、こちらも取引を拒絶しやすくなる。

② 取引開始後、取引相手が反社会的勢力だと判明した場合、暴力団排除条項がなければ、一般の契約違反や信頼関係破壊の法理などによって契約を解除しなければならないが、そうした解除要件が備わっていなくても、契約書に暴力団排除条項があれば、反社会的勢力との取引を解消しやすい。

(2) 暴力団排除条項を設けるには、どうしたらいいか

① 取引開始時→契約書に特約を付加したり、誓約書の提出を求める。

② 取引継続中の場合→特約を追加して締結するか誓約書の提出を求める。

→その際重要なのは、暴力団等の反社会的勢力との取引拒絶が、会社の基本方針となっていることを取引先に説明すること。

(3) 暴力団排除条項を利用した取引の解消

→相手方が暴力団などの反社会的勢力であることが発覚した場合、暴力団排除条項があれば、他に契約違反がなくとも、一方的に契約を解除することができる。

＝契約解除の通知を配達証明付き内容証明郵便で送付する。

→弁護士に相談する。また、所轄警察にも事前相談を行う。

(4) 相手方が暴力団などの反社会的勢力であるかどうかの情報収集

→相手方の属性及び行為に関する正確な情報収集ないし調査が必要

e x. 新聞記事の収集、同業他社からの情報収集、弁護士、警察や暴力追放県民会議への相談など。

5 愛知県建設業協会の参考例の解説

特徴→① そのまま利用できるように契約形態に応じた用紙を用意したこと

② 県条例を受けて、取引当事者相互の義務としたこと。

③ 解除条項のみではなく、通報・報告条項、表明・確約条項を付加して、解除しやすくした。

(1) 用紙1号

＝旧四会工事請負契約約款を使用するなどして発注者と元請負人（以下乙という。）が工事請負契約を締結する場合

→工事物件が暴力団事務所に利用されることが明らかになった場合の解除

(2) 用紙2号

＝公共工事及び民間工事に関して、元請負人が下請負人と建設工事下請負契約を締結する場合

→工事下請基本契約約款などを利用して工事下請契約書を作成する場合など

注：愛知県公共工事請負契約約款は、用紙2号とほぼ同様の条項を設けている。

したがって、公共工事を受注した場合は、用紙2号を使用するのが適切。

→さらに、1次下請けが2次下請けを使用する場合は、上記約款と同様の約款を契約書中に挿入するよう指導する。

(3) 用紙3号

